明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～二十一　（略） 二十二　法第十一条第二項第五号に規定する地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六十に規定する業務に関する事項 二十三～三十五　（略）	**第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～二十一　（略） 二十二　法第十一条第二項第五号に規定する地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の五十二に規定する業務に関する事項 二十三～三十五　（略）

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第三条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 八～十二　（略） （環境・物流課の所掌事務） **第二十二条**　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　地域再生法第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 七～九　（略） （所掌事務） **第八十五条**　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～二十三　（略） 二十四　地域再生法第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 二十五～四十三　（略） 2　（略） （総務企画部の所掌事務） **第八十七条**　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十七　（略） 十八　地域再生法第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 十九～三十一　（略） （企画課の所掌事務） **第九十九条**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略）	（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 八～十二　（略） （環境・物流課の所掌事務） **第二十二条**　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 七～九　（略） （所掌事務） **第八十五条**　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～二十三　（略） 二十四　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 二十五～四十三　（略） 2　（略） （総務企画部の所掌事務） **第八十七条**　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十七　（略） 十八　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 十九～三十一　（略） （企画課の所掌事務） **第九十九条**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略）